

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三島市長 豊岡武士

市町村名 (市町村コード)	三島市 (22206)
地域名 (地域内農業集落名)	観音洞 井戸尻地区 (三ツ谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和3年3月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、箱根南西麓に位置する中山間地であり、露地野菜を中心に栽培している。高齢化が進むため、農地の受け手の確保が急務である。自ら耕作することを希望する農家が多く、新規就農者への貸出しが進まない要因となっている。日当たりが悪い農地や、接道が狭く傾斜が急な農地は、大型機械が入ることができないため耕作放棄地になる可能性が高い。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:100名(うち農業を担う者:23名(うち認定農業者:16名))  
 面積:40.2ha(うち、田0ha 畑40.2ha)  
 主な作物:露地野菜(大根・人参・馬鈴薯・白菜・レタス・ブロッコリー・カリフラワー・種しょうが・葉ネギ・枝豆など、多品目)

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き露地野菜を栽培するが、近年の異常気象に対応できる品種やより高単価な品目の導入を検討する必要がある。  
 販売方法や、販売経路を見直し儲かる農業の体制を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地において農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
病気やケガなどの事情で営農の継続が困難になった農地は、速やかに農業を担う者に引き受けてもらうことで農地の集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の集約化を目指し、農地の貸し借りは農地中間管理機構を通じ行うものとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道の一部が整備されていることで、比較的耕作しやすい農地が多い。しかし、細い道路や傾斜が厳しい農地もあるため、地元の要望に応じて簡易な整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域農業の継続を図るため、各種補助事業を活用して既存農家や集落営農の経営力向上を目指す。新規就農者へ提供できる農地が少ないため、新規就農者へ貸出可能農地の情報を継続的に収集する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できるものがあるかどうか引き続き検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 猟友会と連携し、被害状況の確認や捕獲体制の構築に取組む。また、市の有害鳥獣防除柵等設置事業費補助金の活用を推進し、侵入防止策や檻の設置に取組み、イノシシ、シカ等の侵入防止を図る。
- ③ ラジコン草刈り機などの導入により、農地を管理する方法を探る。
- ⑩ 他市への転出や、未相続などにより所有者不明農地が発生しないよう、優良農地の見回りを継続的に行う。